

控除対象個別帰属調整額の控除明細書（第6号様式別表2）記載の手引

（平成23年9月改正）

1 この明細書の用途等

この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額について、法第53条第5項（法第321条の8第5項）の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式の申告書に添付してください。

また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の連結事業年度においては法人税法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類※も併せて添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」	当該事業年度又は連結事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額について、古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。	法第53条第7項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、適格合併（同項に規定する適格合併をいう。）に係る被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前7年内事業年度（同項に規定する前7年内事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属調整額（同項に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額（同条7項に規定する個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載してください。
2 「控除対象個別帰属調整額②」	「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日における次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める率を乗じて得た金額を記載します。 (1) 普通法人である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 100分の30 (2) 協同組合等である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 100分の23 (3) 租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 100分の23	
3 「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。	
4 「当期控除額⑤」	④の欄の金額と第6号様式別表1の④の欄の金額のうちいずれか低い金額を記載します。この場合において、第6号様式別表1の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額があるときは、第6号様式別表1の④の欄の金額は、第6号様式別表1の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額を控除したもとして計算します。	

※ 法人税法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類とは、以下のとおりです。

- 別表七(-)（欠損金又は災害損失金の欠損金の損金算入に関する明細書）
…最初の連結事業年度の直前の事業年度のもの
- 別表七の二（連結欠損金等の損金算入に関する明細書）
…連結親法人が提出した、当該連結事業年度のもの
- 別表七の二付表二（連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書）
…連結親法人が提出した、当該連結事業年度のもの
なお、提出がない場合、以後の連結事業年度又は事業年度において控除対象個別帰属調整額を個別帰属法人税額又は法人税額から控除することはできません（地方税法第53条第8項、同第321条の8第8項）。
連結欠損金がなく、連結親法人が別表七の二を作成していない場合は、上記の別表七の二及び別表七の二付表二の代わりに、下記の別表を添付してください。
- 別表四の二（連結所得の金額の計算に関する明細書）
…連結親法人が提出した、当該連結事業年度のもの